

感 企 第 4 2 0 0 号
令 和 4 年 1 月 1 8 日

各 部 (局) 長
各行政委員・委員会事務局長 様
教 育 長

健 康 医 療 部 長

オミクロン株感染拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化について

大阪府では、令和4年1月以降新型コロナウイルス感染症が急速に感染拡大し、一日に5,000人を超える新規陽性者が出るなど、これまで以上の感染拡大が起こっており、保健所業務が極めてひっ迫した状況です。

このような状況を踏まえ、陽性者を確実に必要な医療に繋げることを最優先とするため、本日、大阪府新型コロナウイルス対策本部長のご確認の上、保健所業務を別添1の「フェーズ4」へ重点化することを決定しましたので、情報提供いたします。

また、令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年1月14日一部改正）により示された「濃厚接触者の取扱い」において、10日を待たずに検査が陰性であった場合に待機を解除することができる社会機能維持者について、別添2「新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の濃厚接触者の取扱いについて」のとおり整理しましたので、併せて情報提供いたします。

なお、本件に関し、事業者向けリーフレット（別添3）を作成しておりますので、参考に提供いたします。

【添付資料】

別添1：オミクロン株感染拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化

別添2：新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の濃厚接触者の取扱いについて

別添3：リーフレット 事業者の皆様へ～感染急拡大時の事業所における感染拡大防止の取組みについて～

＜お問い合わせ先＞

大阪府 健康医療部 保健医療室

感染症対策企画課 個別事象対応グループ

担当者名：河原・折井・檜内

内線番号：2594・2543